

# 令和8年3月甲良町議会定例会会議録

令和8年3月23日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第10号 甲良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第3 議案第13号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第4 議案第12号 令和7年度甲良町一般会計補正予算（第8号）
- 第5 議案第14号 令和8年度甲良町一般会計予算
- 第6 議案第15号 令和8年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第7 議案第16号 令和8年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第8 議案第17号 令和8年度甲良町介護保険事業特別会計予算
- 第9 議案第18号 令和8年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第10 議案第19号 令和8年度甲良町下水道事業会計予算
- 第11 議案第20号 令和8年度甲良町水道事業会計予算
- 第12 同意第3号 副町長の選任につき、同意を求めることについて
- 第13 発議第1号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則（案）
- 第14 議員派遣について
- 第15 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原 守	2番	木村 誠治
3番	藤居 吉也	4番	山田 光義
5番	小森 正彦	6番	西川 誠一
7番	野瀬 欣廣	8番	木村 修
9番	西澤 伸明	10番	丸山 恵二

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	寺本 純二	教育次長	福原 猛
副町長	熊谷 裕二	学校教育課長	橋本 善明

総務課長	中村康之	社会教育課長	大山一弥
会計管理者	大野けい子	長寺センター館長	大野正人
税務課長	望月仁	呉竹センター館長	上田真司
企画監理課長	山崎志保美	総務課参事	村田茂典
住民人権課長	宮川哲郎	保健福祉課参事	中川一樹
保健福祉課長	丸澤俊之	建設水道課参事	寺居友彦
産業課長	西村克英	総務課長補佐	宮寄一海
建設水道課長	村岸勉		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山下悠斗
------	------	----	------

(午前 9時22分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和8年3月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 野瀬議員、8番 木村修議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 本日は、何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日追加提案させていただきます1案件について、その概要を説明させていただきます。

同意第3号は、副町長の選任につき、同意を求めることについてであり、熊谷副町長に代わり、新たに副町長を選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 次に、日程第2 議案第10号 甲良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 9番、西澤です。

この制度は、どこでもいつでも保育、こういうキャッチフレーズで始まっています。そして、質疑の中でも明らかになりましたけれども、甲良町の場合は、その設備等々についての準備についてはまだできていないということです。その主な原因が、保育職員の確保が大変難しい。これは5、6年前から教育長が言っておられたことでありまして、その点でも体制が整わない。ですから、甲良町としては、一時預かりの制度が十分あるので、それで対応するという事になっていきますので、それで、この制度、この基準を定める条例、これをつくりますと、その制度があるにもかかわらず対応はしてもらえないということで、これを根拠に苦情が言われる。それから、法的にも甲良町の責任が問われてくるというようになりますので、条例主義、つまり、国の制度ができたけども、それに合わせてそれぞれの自治体が制度を導入するかどうかについては、条例

主義というように地方自治法の解釈ではなっています。その点から見ると、体制が整わない、とりわけ保育士さんの確保が大変困難な中、つまり、都市部と、それから周辺部の取り合いがありますよね。それから、給料の差がある。そういう点でも、その格差を国の責任できちんと埋めるといふことが必要ですので、そういうことをやってもらうことが重要ですので、この制度を、第10号、条例をつくる必要がないと、今現時点でつくる必要がないといふことを申し上げて、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第3 議案第13号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について討論はありますか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 今回の国民健康保険の補正予算は、子ども・子育ての支援金について、保険の金額に上乗せをするといふことが加味をされた条例となります。そういう点でも、そのことを反映した補正予算となりますので、反対討論といたします。

つまり、社会保険料を引き下げようといふ点でも、政権と、それから与党もそのことを言っています。なのにもかかわらず、矛盾をした、保険料を引き上げることになる。僅か、甲良町の場合、財政的にも大変ですけれども、四百数十万円の負担が各それぞれの保険に加算をされてくるといふことですので、町がその分を肩代わりするといふ点でもなかなか大変です。そういう点でも、この制度自体を反映した補正予算となっていますので、反対をいたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 到着席願います。

賛成多数です。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第4 議案第12号 令和7年度甲良町一般会計補正予算(第8号)と日程第5 議案第14号 令和8年度甲良町一般会計予算から日程第11 議案第20号 令和8年度甲良町水道事業会計予算を議題とします。

まず、予算決算常任委員会の審査報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

福原委員長。

○福原予算決算常任委員会委員長 令和8年3月23日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

予算決算常任委員会委員長 福原守。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果。

議案第12号 令和7年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

原案可決。

議案第14号 令和8年度甲良町一般会計予算。

原案可決。

議案第15号 令和8年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

原案可決。

議案第16号 令和8年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

原案可決。

議案第17号 令和8年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

原案可決。

議案第18号 令和8年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案可決。

議案第19号 令和8年度甲良町下水道事業会計予算。

原案可決。

議案第20号 令和8年度甲良町水道事業会計予算。

原案可決。

2. 審査経過。

議案第12号 令和7年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

地方債補正の変更が6項目あるが、過疎債が該当するものはどれかとの問いに、社会資本整備交付金事業債、甲良中学校空調設備改修事業債、甲良中学校安全確保事業債、町立図書館空調設備改修事業債の4事業であるとのことであった。過疎債は無制限ではなく、限度額はそれぞれ県が指定するのかと問いに、国全体で枠が決められており、国が県に配分し、県が県及び該当市町に配分する。市町の要望額によるが、県に配分されたものが少なければ、市町の上限額も変わるとのことであった。現在どれぐらいまで行っているのかを各自治体では掌握できないのかとの問いに、各年度ごとの国全体の枠は、地方財政計画で過疎債の額が決まるため、幾ら配分されるかは分からないとのことであった。

歳入の寄付金のふるさと応援寄付金について、1,400万円の減額になったが、返礼品競争のようになり、返礼品の人気の問題もあるが、町のアピール不足ではないかとの問いに、返礼品に重きを置いていたが、令和8年度は町のPRを強化したい。プロジェクト委員会を立ち上げ、その意見を取り入れながら、テレビ放送などの活用やイベント会場でのPRを行っていききたいとのことであった。

その他、いろいろ質疑・指摘があった。

議案第14号 令和8年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

町税の滞納繰越分の予算額は実際の滞納額の何割を計上するのかとの問いに、令和7年度滞納調定額から令和7年度収納見込みを引き、その収納率で出しているとのことであった。具体的な収入見込みは何割かとの問いに、2年間の平均収納率は約38%であるとのことであった。

地方交付税の特別交付税について、令和8年度の見込みの項目はどの問いに、本町の特別な事情については、除雪経費や保育所の障害児に係る経費を特別な事情として県に報告しているとのことであった。住宅新築資金の回収も項目に入るのかとの問いに、別で有利な補助金があり、そちらで対応しているため、補助金があるものは認められにくいとのことであった。

国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金2,923万2,000円について、標準化に伴う国の交付金と一致するのかとの問いに、標準化に係るデータ移行が対象で、令和8年度に本稼働を迎えるシステム分と、それに伴うパソコン、プリンター設定経費等が含まれているとのことであった。ランニングコストは自治体負担かとの問いに、ランニング費用については新たな補助金の話があるが、計画をつくってから補助金が出るため、当初予算に計上はないとのことであった。

財産運用収入の利子及び配当金は金利の上昇分も見込んでいるのかとの問いに、昨今の金利の上昇分を見込み、0.2%で計上しているとのことであった。

た。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の甲良町地方バス路線維持費補助金 961万2,000円は、土日の運行をやめたのに前年度より増額しているのはなぜかとの問いに、令和7年度予算については人件費の見誤りがあったため、増額補正をし、修繕費を除くバスの運行費補助は約800万円である。土日運行取りやめの分は約180万円の減額であるとのことであった。

総務管理費の防犯カメラ設置事業補助金88万円で、8台はどこに設置予定かとの問いに、地元の要望により設置するので、新年度の区長会で説明することであった。

社会福祉費の両センター費、児童生徒人権教育推進事業補助金の対象や内容、その報告について広報などはあるのかとの問いに、長寺は、子どもを守り育てる会に補助をし、小6合宿を実施している。広報は、滋賀県人権教育研究会の広報でも取組が掲載されている。呉竹は、子どもを守り育てる会（竹友）に補助をし、小5・小6・中3合宿を実施し、館報で広報しているとのことであった。

社会福祉費の居宅介護支援事業所介護予防支援補助金8万5,000円は足りるのか、もっと手当てをしないとできないのでは、増えた場合は補正対応かとの問いに、新規事業のため、まだ交渉中である。体制が整って、必要があれば補正対応するとのことであった。

商工費の観光振興事業費補助金158万7,000円は、「和の家」の開館は土日だけか、平日も支援できないのかとの問いに、4、5月で来客の状況を把握したうえで財政などと相談したいとのことであった。PR商品の開発は何かとの問いに、これから考えていくが、高虎せんべいも1つなので、地元と相談していきたいとのことであった。

土木費、事業費が落ちてきているが、地元業者育成の面から事業をつくるべきではとの問いに、社会資本整備事業補助金の範囲を超えては事業を行わず、緊急性の高いものから取りかかっている状況である。大きな工事については入札だが、200万円までの工事については随意契約で、地元業者で見積り合わせをしているとのことであった。

消防費の整備基本計画支援業務委託1,985万5,000円の防災センターの整備構想について9点の整理項目があるが、計画が進む中、財政の負担が大きくなる。町民の理解が重要なので、現状と課題を明らかにし、十分に説明をして進めるようにとの意見に、できる範囲で議会に報告していくとのことであった。

小学校費の学級集団診断検査委託費 6 万 5, 0 0 0 円について、Q U テストの結果、不適応傾向と判断された後の対応や、本人や家庭に通知はどの問いに、Q U テストは、個々の判断ではなく、学級集団の中でうまく対応できないなどを見ていくので、本人や保護者に返すことはなく、担任が学級づくりをする中で、なじめない子どもがいる場合は、どの位置にいるのかを数値化し、客観的に学級運営に活かすものであるとのことであった。

社会教育費の発掘作業業務委託 2 0 万 8, 0 0 0 円は、埋蔵文化財が発見された場合の処置はどの問いに、試掘調査を行い、遺構、遺跡が出てくると本掘調査を開始する。専門員を中心に、作業員を使い、調査を行う。専門員がいなければ、県の文化財保護課を通じ、文化財保護協会に依頼する。本掘調査を行ったら、報告書にまとめ、行政機関等に送り、遺跡によっては見学会などもあるとのことであった。

その他、いろいろ質疑・指摘があった。

議案第 1 5 号 令和 8 年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

国民健康保険税の当初予算額の前年度との差額 2, 5 5 8 万 1, 0 0 0 円は、県の統一化に向けた改正分と子ども・子育て支援金の加算分かとの問いに、そのとおりであるとのことであった。

世帯数及び収納額の推移について、令和 3 年に比べて令和 6 年は減となっており、課税対象となる世帯が減っていると思うが、状況、見解はどの問いに、世帯数、被保険者数も減少し、人口減少しているが、低所得者の高齢者が増えており、働き盛りの人が国保から社会保険に切り替わるのが要因とのことであった。

データヘルス計画に基づいた事業実施に努めるとあるが、何の成果を求めているのかとの問いに、町の 7 4 歳までの方について、少しでも健康でいてもらうために、特定検診や人間ドックを受診してもらい病気が重篤化しないようにすることや、医療費の減額を進めていくとのことであった。

特定健診の受診率が 5 割を超えていないが、原因は何か、また、手だてはどの問いに、1 つの要因として、個人で自己判断をしているのが挙げられる。また、受診率を上げるために、保健福祉課のがん検診と併せて実施し、少しでも来てもらえるようにしているとのことであった。

その他、いろいろ質疑・指摘があった。

議案第 1 6 号 令和 8 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

字内の墓地から墓地公園への移転補助金について、令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度の推移はどうかとの問いに、5 年度はなく、令和 6 年度に 1 件あり、7 年度の現状はないとのことであった。

墓地移転の補助金を広報等で積極的に案内をしてほしいという意見があっ

た。

議案第17号 令和8年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

施設介護サービスの給付費について、介護サービス付きアパート等に入所した場合は、住民票を移す必要はあるのか、移した場合も町の負担はあるのかとの問いに、施設が他市町にあり、そこに入り住民票を移した場合は、住所地特例制度により、前の住所地が保険者となる。施設介護サービスの給付費は、特別養護老人ホームなど、入所サービスの給付費である。介護サービス付き高齢者専用住宅に入り、主にホームヘルパーを利用する場合は、居宅サービス費となる。住所地特例制度は、以前は入所の給付費が対象であったが、改正され、居宅サービス費も適用されるようになったとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第18号 令和8年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

総事業の負担割合について、国と県は何割負担しているのかとの問いに、町として保険料を徴収して連合会に納付し、連合会から入金されるため、国、県の割合はわからないとのことであった。

後期高齢者の医療保険料の令和8年度当初予算が令和7年度と比べ1,630万円増額だが理由はとの問いに、国民健康保険と同じで、子ども子育て支援金分と、医療の高度化や診療報酬の改定があり、全体の医療費が増え、納付金として納める額が増えるため、納付金の財源となる保険料も増額となる。保険料率は変わっていないのかとの問いに、令和8年、9年は引き上がるとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第19号 令和8年度甲良町下水道事業会計予算。

収益的収支の収入予算額の前年度比3,196万3,000円の増額は、下水道料金の引上げの住民負担額かという問いに、8,898万4,000円が、今回、料金改定で1億1,865万3,000円となり、2,966万9,000円の増額である。収入は、それ以外に、指定工事店の登録手数料の5年更新のものも含まれているとのことであった。

資本的収支2億3,226万円のうち、地方債の1億3,010万円、補助金9,700万円とあるが、補助金は町からだけかとの問いに、企業債の借入金と町からの繰入金、その他、マンホールトイレの補助金500万円とのことであった。

企業会計に移行したが、独立採算で運営するのは難しいと認識しているが、それでいいかとの問いに、人口減により利用料金が少なくなるが、施設の維持のための設備投資が要ることから、広域の検討をやりだしているとのことであった。

その他、いろいろ質疑・指摘があった。

議案第20号 令和8年度甲良町水道事業会計予算。

現在、配水池の日量と有収率の状況と何%引き上げるかとの問いに、配水池能力7,100トンに対し、甲良町全域で1日当たり2,500トンから2,600トンが冬場の数値で、夏場については3,000トンを超えない状況が続いているため、最大2,800トン前後程度が実績値になるとのことであった。有収率については、人口減少を含め、施設管理をしながら漏水調査をしているが、昨年決算時84%弱であり、甲良町と同規模同施設が85%程度のため、徐々に年1%ずつ上げていき、85%を目標とするとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

以上で審査報告を終わります。

○丸山議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 9番、西澤です。

議案第15号、国民健康保険特別会計の予算に関わって、その他にも質疑・指摘があった。その中に、私が質問したんですけども、保険料の最高点の金額がどの所得額で止まるかということで尋ねさせていただきました。そうすると、最高点は約1,000万円の所得で、最高点がそれで終わり、限度になるという回答がございました。それで間違いがないかどうか確認をしたいんです。

それから、もう一つは、議案第20号に関わってですけども、先ほど、貯水池能力7,100トンを甲良町は持っています。そして、大変、余っていると言ったらおかしいんですけども、甲良町の必要としている水量から見ますと余分ですので、以前、町長が、他にも買ってもらえるというようなことを検討しているのかというように聞きました。それも検討課題だというように答えていただいたんですけども、その他質疑があったという中に含まれているということで確認をさせていただいていいでしょうかということです。

○丸山議長 福原委員長。

○福原予算決算常任委員会委員長 確かにそうだと記憶しております。1,000万円の上限はいろいろ条件の異なった中で、最低でも1,000万円、1,000万円が基準というふうになっています。

議案第20号に関しましては、議員がおっしゃったとおり、そういうふうな考えでいいかなというふうに私も認識しております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第12号 令和7年度甲良町一般会計補正予算（第8号）について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 私はこの議案には委員会でも賛成をさせていただきました。本補正の範囲ということで、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、議案第14号 令和8年度甲良町一般会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 9番、西澤です。

予算編成の基本点になると思われる事項に絞って意見を述べてまいります。

1つには、予算審議の中でまず感じたのは以下の内容です。令和8年度予算の総括中、人口減少、少子化対策において、省力化を実践することにより、人口減少の中にあっても、住民にとって安心して住みよい地域社会を築き云々とあるが、省力化による初期投資ランニングコストは、ともすれば我が町財政を圧迫するだけでなく、住民の利便性を必ずしも向上させるとは限らないもので、IT格差とも言える、ITを使いこなせる住民とそうでない住民との格差は極めて大きいものと言わざるを得ません。このことは、総括（4）で述べているDXの推進でも同様のことが言えると思います。

2つ目に、財政調整基金約2億5,400万円を取り崩すことになった主な原因は、予算編成全体の矛盾した方針の象徴だとも考えます。それは、何よりも尼子駅前宅造事業と防災センター機能を有した庁舎改築を見越した基本設計、基本構想、基本計画に3,494万円弱、1,985万円弱をそれぞれ町単独での負担となり、今後進展していけば、尼子駅前宅造事業の概算で約8億6,400万円、防災センターつき庁舎改築では数億円の負担が迫ってくるものと予想され、新たに特別な収入がない限り、町財政を大変窮屈な支出とな

ることが予想されます。それだけでなく、アベノミクス、円安から続く物価高騰の下、賃金、年金は上がらず、住民の暮らしは大変厳しい環境に置かれていることへの対策がおろそかになる可能性がありますし、その元凶となっているのではないかと考えます。

3つ目に、例えば带状疱疹予防ワクチン接種の国の5年刻みの隙間をカバーする予算、RSウイルスワクチン予防接種の自己負担補助の予算、また、国の地方重点支援金に加算して、道の駅だけでなく、どの店、どの商品でも買える支援金に充て、物価高騰対策を独自に充実することが可能なのではないのでしょうか。住民生活が厳しい時期こそ、箱物開発よりも住民の暮らし優先の予算とすべきだと考えます。

4つ目に、以前にも指摘をしていますが、尼子駅前宅造事業については、若者世代を呼び込み、人口減少状態に歯止めをかけるとの狙いのようですが、人口流出が多いのは、住宅地が少ないだけの問題ではないと考えます。移住、定住を多数にするには、暮らし、子育て、医療、教育、交通など、町政のトータルの評価の結果を皆さんが評価することに尽きると思います。宅地造成から販売まで、町の事業で行うリスクの大きさです。アメリカとイスラエルがイラン攻撃をしたことから始まった中東地域一帯に広がった戦争の影響を受け、原油価格の高騰が続いており、2年前に発表した8億6,400万円を超えるおそれは十分に考えられます。そして、住宅用地の需要で、近江鉄道沿線で他と比較して優位だとは思えないことです。

もう一つは、若者世代労働者の賃金は物価高騰に追いつけず、目減りを続けています。さらには、空き家が町の発表でも160カ所を超えている。これが厳しい現実です。計画を根本的に見直すように改めて申し上げて、反対討論とするものです。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、議案第15号 令和8年度甲良町国民健康保険特別会計予算について

て討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 反対の理由は2つです。1つは、統一化に伴う甲良町独自の体制、それから運営ができなくなること。確かに財政上は大変厳しいです。その上に、もう一つ、子ども・子育て支援金が保険料に加算される。非常に愚策だと批判もマスコミでもされているとおりです。

そういう点でも、それを反映した来年度、つまり令和8年度の予算となりますので、その2つの理由を挙げ、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、議案第16号 令和8年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、議案第17号 令和8年度甲良町介護保険事業特別会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 9番、西澤です。

主な理由は、やはり国の制度が、保険料ありて介護なし、こういうように言

われるように、だんだん制度が始まってから、2000年に始まりましたですかね、そういう点でも、保険料が上がり、甲良町の場合でも保険料基準額は2,000円台だったと思います。その点でも、県下一番と言われ、どこに行っても、甲良町なら介護保険料が一番高いなと言われるんです。

確かに町長が言われるように、町の責任だけではありません。その点でも、この制度自体の根本的な見直しをする。政府は今、悪い方に見直すと。つまり、保険料を取りながらサービスを縮減していく、切り捨てていくというように変わっていつていますが、それは逆だというように思います。国の資金をきちんと投入して介護の必要な方をきちんとサポートする、こういう体制に整えていく上で、主な原因は国にあるわけですが、この介護保険特別会計には反対とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、議案第18号 令和8年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 これも以前から私は言っておりますが、75歳以上、私も75歳以上です、罹病率が非常に高い高齢者を一括りにして、医療制度も、それから保険料もそこで決めていく。利用すればするほど、利用する人が多くなればなるほど保険料が上がるという仕組みになっちゃいます。制度自体が大変矛盾をした中身になっていきますので、反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、議案第19号 令和8年度甲良町下水道事業会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 委員会の中でも明らかになりましたけども、7ブロックですか、県の流域下水道が分かれています、それぞれ体系が違いますし、処理方法も違ってくるというようになります。今回、流域下水道の負担金が大変やと。二十数%の引上げになって、これは連動して下水道料金が引き上がってしまうということです。その点でも、制度の改革と、それから、思い切ってインフラ整備に県が投入する財政を根本的に充実する必要があるというように思いまして、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度甲良町水道事業会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

その上で、様々に課題を抱えています。国、それから財界などが民営化を推進して、やろうと圧力を強めています。しかし、公に設置をした甲良町の水道事業、水そのものは大変おいしいという評判になっています。確かにいろんな、汲んでおきますと、沈殿物がありますよね。その点でも、日常の管理を強めてもらおうと。それから、以前から指摘をされていた盗水、つまり不正取水、これが根絶したという宣言ができるように、盗水の調査、つまり漏水の調査も

含めて、きちっと管理していく、課題も強化する必要があるというように思いますので、改めて水道の大事さを評価して、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第12 同意第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第3号 副町長の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和8年3月23日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 副町長の選任につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

住所 滋賀県守山市勝部町799番地60。

氏名 加藤貴也。

生年月日 昭和47年8月13日生まれ。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 3点お伺いします。説明の中に、黄緑色の次のところに資料が添付されています。そこに副町長の必要性ということが書かれているわけですが、私、3点お尋ねさせていただきます。

1点目は、副町長を置くことについての良さを町長としてはどう考えている

のか。これが1点目です。

それから、2つ目には、政治的采配は町長オンリーだということに思いますが、町長だけでは難しい案件は確かにあるというように、この中にも書かれているように、あると思いますが、それはどういうことなのか。これが2点目です。

それから、3点目は、社会保険料の負担が人件費と併せまして出てまいります。年間にして約どれだけの負担が増えるのかという点で、3点説明お願いいたします。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 私、今これで2年ちょっとになりますけど、やはり行政の中身の端から端までと、私が政治的判断をしていくことと、その2つの棲み分けをして、やはりそれを1つにしていいいものをつくっていくというのは私の考えです。それが1点です。

もう一つ、今も申し上げましたとおり、政治的采配は私がやります。あくまで副町長は、私のサポートはもちろんのこと、やっぱり県とのつながり等を大いに利用させていただきまして、私の事業を邁進していきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 毎月につきましては、条例に基づきましてお支払いをすることとなります。副町長の特別職ということで、月額については条例に載っておる数字55万8,000円というところでございます。社会保険料につきましては、全てこちらの方からその必要分についてはお支払いをすると、町の方から支出負担をするというところでございます。

以上でございます。

○丸山議長 総務課長、数字が聞き取れなかったので、もう一遍金額の数字だけ。お願いします。

総務課長。

○中村総務課長 条例に基づいております数字でございます。55万8,000円が月額ということとなっております。

以上です。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 社会保険料の事業主負担が出てきますよね。本人負担はないかと思えますけど。金額は幾らになりますか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 一定のルールに基づいてというところではございますが、おお

むね月10万円ぐらいということかなというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 分かりました。

おおむね120万円、それから、月額で言うと報酬が55万8,000円、それでいいんですね。

○丸山議長 総務課長、それでよろしいか。

○中村総務課長 そうでございます。あと、手当等あるかとは思いますが、基本的にはそれでございます。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 私は大変憂慮をしました。考えたんです。確かに6,000人台の甲良町で副町長という職を置いて目を届かせる必要があるのかという点で感じます。隣の豊郷町の伊藤町長は、副町長を設置しないまま今期迎えておられます。来年の4月に改選でしたですかね。そういう点でも、2期とも副町長がないというように思っていますが、その点でも役割を果たされているというように思っていますし、その上に、6町の町村会の会長も務めておられるというように聞いておりますが、その点でも、政治的な大事な役割、行政的な役割を果たしておられるというふうに思いますし、寺本町長においても十分可能だというように私は思っております。ですから、町財政が、この危機宣言が発せられた町で、職員の管理や、それから調整、連絡、必ずしも置く必要があるのかという点で疑問は私は残ります。

町長の町政運営の方針もここに、重要政策の推進ですから、ずっとこの間、公約に基づいて、私は反対をして主張させてもらっていますけども、その点でも対峙をされていますが、その事業についても推進をされているという点では、政治的な采配はそのまま十分だというふうに私は思っています。ですから、人物評価ではなくて、設置そのものに反対と、する必要がないということを申し上げて、反対討論とするものです。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。

本案を同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 到着席願います。

起立多数です。

よって、同意第3号は同意されました。

次に、日程第13 発議第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第1号。

令和8年3月23日。

甲良町議会議長、丸山恵二様。

提出者、甲良町議会議員、木村誠治。

賛成者、甲良町議会議員、西澤伸明。

甲良町議会会議規則の一部を改正する規則(案)。

上記の議案を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○丸山議長 本案については、木村誠治議員から提案説明を求めます。

木村誠治議員。

○木村誠治議員 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則(案)。

甲良町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第103条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 この議案は、議会改革調査検討特別委員会で検討されて、十分な議

論をされた。その中で、やはり旧の規則は、社会状況が随分変わっていますので、それに伴って変更しようという内容で確認されたというふうに思いますが、その点、確認よろしく願いいたします。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 西澤議員おっしゃられるとおりで、最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点からということです。

○丸山議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第1号は可決されました。

次に、日程第14 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第15 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今月5日の開会以来本日まで19日間にわたり、令和8年度当初予算はじめ多数の案件について、本会議並びに各常任委員会においてそれぞれ慎重なる審議をいただきましたことに感謝を申し上げます。

令和8年度から新たに加藤副町長をお迎えし、しっかりと事業進捗を努めていきます。

今期定例会におきまして、議員各位からいただきましたご意見につきましては、十分留意し、今後の町政運営にあたってまいります。

議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。3月定例会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和8年3月甲良町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時28分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 木 村 修